

# 石川県版ラッピングバス広告ガイドライン（案）

石 川 県

## 1 目的・趣旨

公共交通機関である路線バスは、日常的に公共空間を移動するものであり、いわば移動景観として、県民や観光客の目に無条件に飛び込んでくる特性を有している。

そのため、いしかわ景観総合条例施行規則別表第七に規定する「電車又は自動車の外面を利用する広告物」に定めのない「路線バスの車体の大部分に印刷したフィルムを貼り付ける方法により表示する屋外広告物」（以下、「ラッピング広告」という。）について、広告主、バス事業者およびラッピング広告の製作に関わる者は、道路交通の安全性や、公共交通機関の性格に照らした情報内容への配慮と併せて、石川県の良好な景観の形成に特に配慮することが求められる。

## 2 適用範囲

本ガイドラインは、原則として石川県（金沢市内を除く）に車庫を有し、主に県内を走行する路線バスにラッピング広告を施す場合に適用し、石川県外を行き先とする高速バス等には適用しない。

## 3 ラッピングバスの走行台数

1 広告主あたりのラッピングバス台数は1台を原則とする。ただし、石川県屋外広告物審査会（以下、「審査会」という。）が、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本県の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと認める場合は、この限りでない。また、エリア（注2）が異なる場合、各エリアで1台ずつ走行可能とする。

（注2）今後、金沢・加賀・能登・奥能登などでエリアを検討し設定

## 4 走行禁止区域

走行禁止区域は設定しない。

## 5 ラッピングバスの規格

図1のとおりラッピングバスの統一の規格を設ける。

(1) 車体のベース色は白とする。

※ベースとなる白は、スリーエムジャパン Scotchcal Graphic Film  
品番：J180Cv3-10XR と同等品とする。

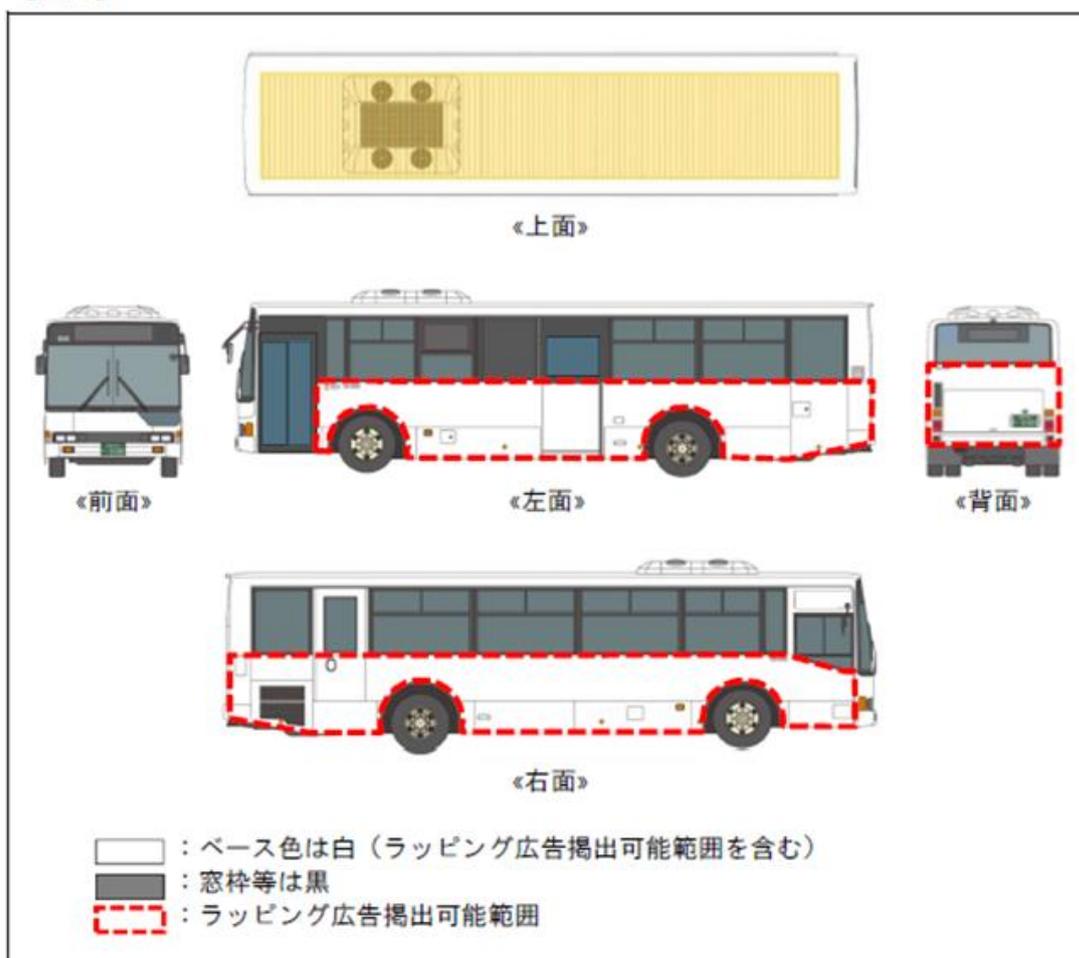
(2) 窓枠等は黒とする。

(3) ラッピング広告掲出可能範囲は窓枠から下の部分とする。

(4) 屋根面については側面から 20 cm 程度シートを巻き返すものとする。

(5) 車体にバス事業者名等を表示し、路線バスであることを明確化する。また、表示に際しては、誰もが認識しやすい見え方（サイズや色彩等）について配慮する。

【図1】



## 6 広告内容

企業イメージの向上を目的としたものを原則とする。特に、次の事項については、ラッピング広告として用いることのないよう留意すること。

- ・人権侵害、差別、名誉毀損に当たるもの
- ・違法又は反社会的な業務及び商品に関するもの
- ・政治的意見発表や論争となるもの
- ・布教を目的とするもの
- ・青少年の健全育成の観点から好ましくない業態及び商品
- ・性や暴力を意識させるもの
- ・身体の一部を殊更に強調するなど、生理的不快感を与えるもの
- ・その他、審査会で社会的に不適切と判断されたもの。

## 7 道路交通の安全性への配慮

- (1) 周囲の車両の運転者の誤認を招くようなラッピング広告としないこと
  - ・光、蛍光、反射効果を有する材料は使用しない
  - ・自動車の方向指示器や制動灯と紛らわしいものは使用しない
- (2) 周囲の車両の運転者の注意力が散漫となるラッピング広告としないこと
  - ・ストーリー性のあるデザインや、映像表示となっているものは使用しない

## 8 審査会によるデザイン審査

- (1) 申請デザインについては、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本県の個性ある美しい景観の形成に配慮されている必要があるため、表示に先立ち、景観審議会屋外広告物部会及び、屋外広告物審査会によるデザイン審査を受けること。
- (2) デザイン審査の趣旨は、本ガイドラインが示す事項を形式的に満足するかどうかではなく、景観への配慮がなされているかを審査するものである。
- (3) 景観への配慮については、次の事項を原則とする。
  - ・キャラクター、写真の使用は1種類までとする。
  - ・文字情報は過多、過密とならないよう必要最小限の情報にとどめる
  - ・ラッピングバス1台に対して、複数の広告主がラッピング広告を表示しない。  
ただし、審査会が地域の特徴や良好な景観の形成に特に配慮されていると認める場合は、この限りでない。